

## 八王子市少子化対策推進本部 設置要綱

平成22年4月1日 施行  
平成22年8月30日 改訂  
平成24年3月1日 改訂  
平成26年4月1日 改訂  
平成27年4月1日 改訂

### (目的及び設置)

第1条 第3次八王子市子ども育成計画「ビジョン すくすく☆はちおうじ」をはじめとする本市の少子化対策及び子ども・子育て支援に係る施策を総合的、効率的かつ計画的に行うため、子育て支援、児童福祉、青少年健全育成等について協議する「八王子市少子化対策推進本部」(以下「本部」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども育成計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 少子化対策及び子ども・子育て支援に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法等関係法令に関する情報交換・連絡調整
- (4) その他、少子化対策及び子ども・子育て支援に係る諸施策の重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会)

第6条 本部の所掌事項を専門的に検討するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、幹事会において検討した事項を本部に報告する。

### (連絡会)

第7条 幹事会での検討をより具体的なものにするため、幹事会は、必要に応じて連絡会を置くことができる。

- 2 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 少子化対策及び子ども・子育て支援に係る諸施策の連絡調整に関すること。
- (2) 少子化対策及び子ども・子育て支援に係る諸施策についての調査・検討に関すること。
- 3 連絡会の組織及び構成員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 4 連絡会の会議は、会長（幹事長）が招集する。

（意見聴取）

第8条 本部の会議及び幹事会の会議は、必要がある場合に、本部及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

（事務局）

第9条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、子どものしあわせ課長をもって充てる。
- 3 事務局長は、次の職務を行う。
  - (1) 本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
  - (2) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。
- 4 事務局の庶務は、子ども家庭部子どものしあわせ課において行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

本部長	子ども家庭部を担当する副市長
副本部長	子ども家庭部長
本部員	都市戦略部長、総合経営部長、行財政改革部長、市民活動推進部長、総務部長、財務部長、生活安全部長、福祉部長、医療保険部長、健康部長、産業振興部長、環境部長、都市計画部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、図書館部長

別表第2

幹事長	子どものしあわせ課長
副幹事長	保育対策課長、保育幼稚園課長、子育て支援課長、児童青少年課長、子ども家庭支援センター館長
委員	都市戦略課長、経営計画第二課長、行政管理課長、協働推進課長、男女共同参画課長、防犯課長、福祉政策課長、障害者福祉課長、生活自立支援課長、地域医療政策課長、大横保健福祉センター館長、健康政策課長、産業政策課長、環境政策課長、都市総務課長、公園課長、交通事業課長、学校教育政策課長、統括指導主事（1名）、生涯学習政策課長、図書館長（1名）

別表第3

会長	子どものしあわせ課長
副会長	※副会長は次にあげる所管課の主査1名とする。 保育対策課、保育幼稚園課、子育て支援課、児童青少年課、子ども家庭支援センター
連絡員	※連絡員は次にあげる所管課の主査又は主任1名とする。 都市戦略課、経営計画第二課、行政管理課、協働推進課、男女共同参画課、防犯課、福祉政策課、障害者福祉課、生活自立支援課、地域医療政策課、大横保健福祉センター、健康政策課、産業政策課、環境政策課、都市総務課、公園課、交通事業課、学校教育政策課、指導課、生涯学習政策課、図書館